

遠方で出産する際の**妊婦健診時交通費、分娩時の交通費、** **出産準備のための宿泊費**の一部を助成します

会津若松市では、里帰り出産や医学的な理由により、遠方の分娩取扱施設等で出産する必要があった妊婦さんに、妊婦健診時交通費、分娩時の交通費、出産準備のための宿泊費の一部を助成します。

対象者

会津若松市に住民票があり、次のいずれかに該当する妊婦又は同行者（同行者は本市に住民票がなくても可。下記のおおむね 60 分とは標準的な移動時間として市長が認める場合に限る）

- 1、妊婦健診を、里帰り出産や医学的な理由により最も近い産科医療機関（周産期母子医療センターを含む）等までおおむね 60 分以上の移動時間を要して受診した妊婦（上限 14 回）
- 2、妊婦健診を、分娩を扱っていない産科医療機関等で受け、妊娠後期（妊娠 32 週頃）からおおむね 60 分以上の移動時間を要する分娩可能な産科医療機関で受診した妊婦（上限 7 回）
- 3、分娩時、自宅（里帰り先）から最も近い分娩取扱施設までおおむね 60 分以上の移動時間を要した妊婦
- 4、分娩時、医学的な理由により最も近い周産期母子医療センターまでおおむね 60 分以上の移動時間を要した妊婦
- 5、上記 3、4 に該当する妊婦の出産準備支援のため妊婦と同じ宿泊施設に宿泊した方（同行者 1 名分）

助成内容

【妊婦健診時交通費】

○産科医療機関（周産期母子医療センター）等までの移動に要した往復分の費用の 8 割を助成

- ・自家用車利用⇒「距離数（km）×37 円×0.8」円
- ・公共交通機関利用⇒市の旅費規定に準じた額（実費額を上限）の 8 割の額を助成



【分娩時の交通費】

○分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した往復分の費用の 8 割を助成

- ・タクシー利用⇒「実費額×0.8」円
- ・自家用車利用⇒「距離数（km）×37 円×0.8」円
- ・公共交通機関利用⇒市の旅費規程に準じた額（実費額を上限）の 8 割の額を助成

【例】里帰り先（南会津町）⇒分娩取扱施設（出産）⇒里帰り先（南会津町）

※次のような移動の場合は 60 分以上の移動であっても対象となりません。

【対象外】住 所 地⇒分娩取扱施設（出産）⇒里帰り先

【対象外】里帰り先⇒分娩取扱施設（出産）⇒住 所 地



※医学的理由により自宅から 60 分以上の移動時間を要する周産期母子医療センター（例：福島県立医科大学附属病院・太田西ノ内病院など）で搬送により出産の場合は復路分を助成

【出産準備のための宿泊費】

出産時の入院まで待機のために分娩取扱施設近隣の宿泊施設で宿泊した宿泊費の一部を助成

（出産時の入院までの前泊分として最大 14 泊分。同行者（本市に住民票がなくても可）1 名分を含む。）
⇒実費額（1 泊あたり 11,800 円を上限）から 1 泊あたり 2,000 円を控除した額を助成



申請に必要な書類

出産後おおむね 6 か月以内に次に掲げる書類を添えて **事前に健康増進課に連絡のうえ申請してください。**（申請書は、申請来所時に記載していただきます）

- （1）母子健康手帳
 - （2）口座振込のための通帳の写し
 - （3）顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）、印鑑
- ※「分娩時の交通費」でタクシー利用の場合、タクシーの利用日及び利用料金が確認できる領収書等
※「出産準備のための宿泊費」で宿泊の場合、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等

申請窓口 お問い合わせ先

会津若松市役所健康増進課 電話：0242-39-1245 FAX：0242-39-1231

